

国立大学法人等の第 3 期中期目標期間の 評価及び年度評価方法等について（案）

改正事項

1. 評定区分の変更

- 中期目標期間評価の評定区分を年度評価に合わせて 6 段階にするとともに、評語を見直す。また、評語は、4 年目終了時評価と 6 年目終了時評価について、それぞれ設ける。

2. 現況分析の実施時期の変更

- 各法人の評価に係る負担の軽減等を図る観点から、大学改革支援・学位授与機構が行う評価において、学部・研究科等の教育研究の質の向上の状況を含む水準の評価の実施時期を 4 年目終了時のみとする。

3. 実績報告書（様式例）の変更

- 記載箇所の明確化及び重複する記載の集約を図るため、様式例の注釈等を変更する。